

令和6年度第12回男鹿市農業委員会定例総会会議録

1. 開会日時 令和7年3月7日(金)午後2時00分から

2. 開催場所 男鹿市役所 3階 第1会議室

3. 出席委員数 (17名)

出席者(会長)吉田陽一

(代理)戸部秀悦

(委員)

1番 佐藤洋介

2番 加藤和洋

3番 伊藤淑榮

4番 鈴木和俊

5番 高橋郁雄

6番 清水司

7番 三浦栄子

8番

9番 鈴木孫城

10番 武田一雄

11番

12番 佐藤正樹

13番 目黒千衣子

14番 山本義則

15番 伊藤賢一

16番 鈴木豊則

17番 鈴木誠孝

4. 欠席委員 (2名)

8番 原田智也委員、11番 三浦富美男委員

5. 農業委員会業務報告(2月分)

6. 報告事項

報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 議事案件

議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第34号 農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて

議案第35号 農地法第5条の許可について

8. その他

9. 農業委員会事務局職員

事務局 長

局長 補佐

主 事

鈴木 俊 市

浅井 和 将

10. 会議の概要

鈴木局長 補佐	委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。 ただ今から、令和6年度第12回男鹿市農業委員会定例総会を開会いたします。 今回の総会は、報告事項が1件、議事案件が3件であります。 始めに、吉田会長からご挨拶をお願いいたします。
吉田陽一 会長	委員の皆様、お忙しいところ、定例総会にご出席下さいましてありがとうございます。 いよいよ農作業が始まる時期が来ました。 しかし、土日に好天に恵まれましたが、また寒くなってまいりました。 気温の寒暖差が厳しい日がありますので、体調管理に気を付けてお過ごしください。 また、先にもお伝えしましたが、今月は臨時総会も予定しておりますので、よろしくお願いします。
鈴木局長 補佐	本日は、8番の原田智也委員、11番の三浦富美男委員から欠席の届け出がありました。 出席委員数は、19名中17名で総会の定足数に達しております。 それでは、男鹿市農業委員会規則第10条の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、議事の進行は吉田会長をお願いいたします。
吉田陽一 議長	男鹿市農業委員会規則第19条に規定する議事録署名委員について、どうお諮りしたらよろしいでしょうか。 (議長一任の声)
吉田陽一 議長	議長一任の声がありましたので、議事録署名委員に9番鈴木孫城委員、10番武田一雄委員にお願いします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の浅井主事を指名いたします。 続きまして、農業委員会業務報告をお願いいたします。
浅井主事	2月の農業委員会業務報告をします。

浅井主事	2月3日から4日にかけて、「令和6年度都市農業委員会会長会先進地視察研修」が行われています。 2月5日、農地相談に関する和解の仲裁を行っています。 2月7日、「第11回農業委員会定例総会」を開催しています。 2月12日、土地家屋調査士の現地確認、また、非農地及び農地あっせん関係の現地確認、3条関係の現地確認を角間崎・野石地区でそれぞれ実施しています。 2月17日、3条関係の現地確認を男鹿中及び船越地区で実施しています。 2月18日、「令和6年度大潟村外周辺4市町村農業委員会連絡協議会」が開催されています。 2月19日から2月20日にかけて5条関係の現地確認を五里合及び船川地区にて、それぞれ実施しています。 2月21日、「令和6年度市町村農業委員会地区別農地利用最適化活動報告研修会」が行われています。 2月25日、「第107回常設審議委員会」が開催されています。 今後の予定について、ご説明いたします。 3月10日に3月、臨時総会に関する業務打ち合わせを開催する予定としています。 3月21日、資料の誤りで「第108回常設審議委員会」です。 3月24日に「農業委員会臨時総会」を開催する予定です。 業務報告は、以上です。
吉田陽一 議長	ただいま、事務局からご説明ございましたが、これについて何かご意見ございませんか。
吉田陽一 議長	(無し、の声) 以上、報告ですので、よろしくお願いいたします。 続きまして報告事項に入ります。 報告第15号、農地法第18条第6項の規定による通知について、をお願いいたします。
浅井主事	議案書の1ページをお願いします。 報告第15号、農地法第18条による報告案件です。 申請番号1号、脇本脇本字町尻25、地目、畑、他4筆、面積計

浅井主事	2,226 平米、渡人が脇本の A、受人が脇本の B、受人の都合による解約です。 申請番号 2 号、角間崎字志藤沢 2、地目、田、他 5 筆、面積計 6,103 平米、渡人が秋田市の C、受人が鶴木の D、別の耕作者へ所有権を移転するための解約です。 2 ページをお願いします。 申請番号 3 号、野石字浜田 26-3、地目、田、面積 1,727 平米、渡人が野石の E、受人が野石の F、渡人の都合による解約ですが、この後、F が代表を務める G に売買するための解約です。 申請番号 4 号、払戸字登田 50、地目、田、他 7 筆、面積計 1 万 18 平米、渡人が払戸の H、受人が払戸の I、渡人の都合による解約ですが、この後、別の方へ売買するための解約です。 3 ページをお願いします。 申請番号 5 号、払戸字大樋 94、他 28 筆、地目、田、面積計 2 万 3,582.89 平米、渡人が払戸字の J、受人が払戸字の K、小作人へ売買するための解約です。 申請番号 6 号、脇本百川字方丈田 471、他 3 筆、地目、田、面積計 4,124 平米、渡人が脇本の L、受人が脇本の M、こちらも小作人へ売買するための解約です。 4 ページをお願いします。 申請番号 7 号、払戸字中樋 82-1、地目、田、他 10 筆、面積計 1 万 4,351 平米、渡人が払戸の N、受人が払戸字の O、小作人へ売買するための解約です。 申請番号 8 号、野石字野石新田 105、地目、田、面積 2,568 平米、渡人が野石の P、受人が野石の Q、こちらも小作人へ売買するための解約です。 5 ページをお願いします。 申請番号 9 号、払戸字登田 4-1、他 13 筆、地目、田、面積計 1 万 9,154 平米、渡人が払戸の R、受人が払戸の K、小作人へ売買するための解約です。 説明は、以上です。
吉田陽一 議長	ただいま、事務局からご説明ございましたが、これについて何かご意見ございませんか。 (無し、の声)

吉田陽一 議長	以上、報告ですので、よろしくお願いいたします。 続きまして、議事案件に入ります。 議案第 33 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。
鈴木局長 補佐	議案書の 6 ページをお願いします。 議案第 33 号、農地法第 3 条の案件についてです。 初めに所有権移転の案件について、ご説明します。 申請番号 1 号、2 号が同じ渡人、受人になりますので一括いたします。 野石字東下李台 47-1、他 1 筆、地目、畑 1 筆、田 1 筆、面積計 3,178 平米、渡人が野石の E、受人が、野石の G、申請番号 1 号が総額 4 万 5,000 円、申請番号 2 号が総額 5 万円、G の面積がかなり少なくなっていますが、これは経営している F の個人で持っている面積が、この他に 16 町歩程あって合わせて 19 町歩の面積を耕作しています。 申請番号 3 号、野石字相ノ沢 60、他 4 筆、地目、田、面積計 5,213 平米、渡人が野石の S、受人が野石の T、渡人の要望に受人が応じたもので総額 10 万円です。 申請番号 4 号、船川港台島字中台 35-2、地目、田、面積 2,860 平米、渡人が秋田市の U、受人が船川の V、渡人の要望に受人が応じたもので、総額 20 万円です。 申請番号 5 号、角間崎字新檜沢 25、地目、田、面積 7,532 平米、渡人が角間崎の W、受人が角間崎の X、渡人の要望に受人が応じたもので、総額 300 万円です。 7 ページをお願いします。 申請番号 6 号、払戸字大堤下千間 150-3、地目、田、面積 4.33 平米、渡人が払戸の J、受人が払戸の K、渡人の要望に経営規模拡大の受人が応じたもので、かなり小さい面積ですが、この他に所有権移転する 29 筆中、この 1 筆だけ白地のため、第 3 条で無償の所有権移転をします。 申請番号 7 号、脇本百川字方丈田 471、他 3 筆、地目、田、面積計 4,224 平米、渡人が脇本の L、受人が脇本の M、渡人の要望に受人が応じたもので総額 60 万円です。 以上で所有権移転の説明を終わります。

吉田陽一 議長	申請番号 1 号から 7 号までご説明ありましたが、何かご意見は ございませんか。
加藤和洋 委員	申請番号 3 番で、さっきの説明では総額 10 万円と聞いたので間 違いないですか。 100 万円じゃないですか。
鈴木局長 補佐	総額 10 万円で聞いております。 渡人からの要望により買うことになっており、渡人がその額で いいので、この金額となったと聞いています。
吉田陽一 議長	加藤和洋委員いいですか。 他にございませんか。 (意見が無いことを確認し)
吉田陽一 議長	では、申請のとおりとします。 続いて申請番号 8 番から説明願います。
鈴木局長 補佐	貸借権設定の案件をご説明します。 7 ページの申請番号 8 号からです。 8 号から 10 号まで同じ受人ですので、一括してご説明します。 野石字玉ノ池 64-2、他 11 筆、地目、田、面積計 2 万 8,476 平 米、渡人が野石の Y、他 2 名、受人が Z、渡人の要望に経営規模 拡大の受人が応じたもので、新規 5 年の 10 アール当たり 3,000 円 です。 水利費は、いずれも受人負担でした。 8 ページをお願いします。 申請番号 11 号から 12 号まで、同じ受人なので一括します。 船越字杉山 443、他 9 筆、地目、田、面積計 5,890 平米、渡人が 船越の a、他 1 名、受人が船越の b、再設定の 5 年、10 アール当 たり米 2 俵、水利費が渡人負担です。 続きまして、申請番号 13 号、五里合琴川字縄手ノ内 93、他 6 筆 地目、田、面積計 1 万 5,847 平米、渡人が五里合の c、受人が五里 合の d、再設定の 3 年契約で 10 アール当たり米 1 俵、水利費は渡 人負担です。

鈴木局長 補佐	申請番号 14 号、男鹿中山町字アミダ沢 49、他 1 筆、地目、田、面積計 539 平米、渡人が男鹿中の e、受人が男鹿中の f、渡人の要望に受人が応じたもので、新規 3 年契約の 10 アール当たり米 1 俵、水利費は受人負担です。 申請番号 15 号、払戸字大谷池 275、他 4 筆、地目、田、面積計 4,423 平米、渡人が払戸の g、受人が払戸の h、再設定の 2 年契約、10 アール当たり米 1 俵、水利費は受人負担です。 以上で説明を終わります。
吉田陽一 議長	事務局からご説明ありましたが、これについて何かご意見ございませんか。 (異議なし、の声)
吉田陽一 議長	異議なし、の声がございましたので、申請どおりとします。 続きまして議案第 34 号、農用地利用集積計画案の諮問に対し審議を求めることについて、説明をお願いいたします。
鈴木局長 補佐	議案書の 10 ページをお願いします。 議案第 34 号の案件です。 初めに、所有権移転からご説明します。 それでは、申請番号 1 号、2 号が同じ受人なので、一括して説明します。 野石字海老沢 2-2、他 4 筆、地目、田、面積計 7,020 平米、渡人が野石の E、他 1 名、受人が野石の G、1 号が総額 23 万円、2 号が総額 40 万円です。 続きまして 11 ページをお願いします。 11 ページの申請番号 3 号から 12 ページの申請番号 6 号まで同じ受人なので、一括して説明します。 払戸字登田 4-1、他 48 筆、地目、田、面積計 5 万 2,146.56 平米、渡人が払戸の R、他 3 名、受人が払戸の K、申請番号 3 号が総額 480 万円、申請番号 4 号が総額 220 万円、12 ページの申請番号 5 号が総額 650 万円、申請番号 6 号が総額 25 万円です。 続いて、13 ページをお願いします。 申請番号 7 号、野石字野石新田 105、地目、田、面積計 2,568 平米、渡人が野石の P、受人が野石の Q、総額 120 万円です。

鈴木局長 補佐	申請番号 8 号、脇本百川字方丈田 399、他 5 筆、地目、田、面積計 5,621 平米、渡人が脇本の k、受人が脇本の 1、総額 100 万円です。 続いて 14 ページをお願いします。 申請番号 9 号、脇本字百川字方丈田 410、地目、田、面積 1,031 平米、渡人が脇本の M、受人が脇本の n、総額 20 万円です。 n も面積が 8 反 5 畝と少ない面積ですが、これは n を経営する個人が有する分が 14 町歩程あるので合わせて 15 町歩になっています。 申請番号 10 号、船越字根本 610、他 1 筆、地目、田、面積計 524 平米、渡人が船越の v、受人が船越の w、総額 15 万円です。 続きまして、15 ページをお願いします。 申請番号 11 号、払戸字中樋 80-1 他 10 筆、地目、田、面積計 1 万 4,351 平米、渡人が払戸の N、受人が払戸の O、総額 400 万円です。 申請番号 12 号、角間崎字志藤沢 2、他 5 筆、地目、田、面積計 6,103 平米、渡人が秋田市の C、受人が角間崎の x、総額 160 万円です。 これで所有権移転を終わります。
吉田陽一 議長	事務局から説明がありました所有権移転について、何かご意見ございませんか。
加藤和洋 委員 鈴木局長 補佐	3 号から 6 号、合計で 1,400 万円位になりますが、資金対応は。 自己資金と聞いております。 (発言多数)
鈴木局長 補佐	この件に関しては、来たときに直接お聞きしたので間違いないです。
吉田陽一 議長	他にありませんか。 無いですか。 では、次に進めたいと思います。 次に進む前に清水司委員が、この 13 番の他に 20 番から 22 番、

吉田陽一 議長	4 筆ありますので、それを一括してやりますので、暫時休憩いたします。 (清水司委員が退席)
吉田陽一 議長	では、再開いたします。 議事参与案件について、説明をお願いします。
鈴木局長 補佐	16 ページをお願いします。 議事参与案件に関し、一括して説明します。 新規貸借権設定です。 申請番号 13 号、船越字根木 794、他 7 筆、地目、田、面積計 7,736 平米、渡人が秋田市の y、受人が船越の z、新規の 6 年契約、10 アール当たり米 1 俵、水利費は受人負担です。 続きまして 19 ページをお願いします。 再設定の案件です。 申請番号 20 号から次の 20 ページの 22 号まで、同じ受人なので一括して説明します。 申請番号 20 号、船越字安根崎 129、他 13 筆、地目、田、面積計 1 万 3,701 平米、渡人が船越の I、他 2 名、受人が船越の z、再設定なので中身は割愛しますが、すべて 6 年契約です。 以上で説明を終わります。
吉田陽一 議長	ただいま、ご説明がありましたが、何かありますか。 (無し、の声)
吉田陽一 議長	無し、ということで暫時休憩いたします。 (清水司委員の着席を確認して)
吉田陽一 議長	再開いたします。 続けてお願いいたします。
鈴木局長 補佐	それでは、16 ページに戻って申請番号 14 号から 17 ページの 15 号まで、同じ受人なので一括します。

鈴木局長 補佐	脇本百川字方丈田 5、他 27 筆、地目、田、面積計 2 万 5,989 平米、渡人が脇本の A´、他 1 名、受人が脇本の n、新規の 5 年、10 アール当たり 14 号が 1 万 5,000 円、水利費は受人負担、15 号が新規の 5 年、10 アール当たり 2 万円、水利費は受人負担です。 17 ページの申請番号 16 号、払戸字尻深二番谷地 411、他 21 筆、地目、田、面積計 1 万 4,958 平米、渡人が払戸の C´、受人が払戸の D´、新規の 5 年契約、10 アール当たり 1.5 俵、水利費は受人負担です。 18 ページをお願いします。 申請番号 17 号、本内字新根岸下 14、他 1 筆、地目、田、面積計 8,660 平米、渡人が秋田市の E´、受人が野石の G、新規の 5 年契約、10 アール当たり 1 万円の水利費は受人負担です。 申請番号 18 号、払戸字大樋 36-1、他 5 筆、地目、田、面積計 1 万 4,183 平米、渡人が払戸の F´、受人が払戸の K、新規の 10 年契約、10 アール当たり 1 万 4,600 円、水利費は受人負担です。 続いて 19 ページをお願いします。 申請番号 19 号、野石字宮沢新田 22、他 3 筆、地目、田、面積計 1 万 3,882.94 平米、渡人が野石の G´、受人が野石の H´、新規の 10 年契約、10 アール当たり 1 万 6,000 円の水利費受人負担です。 新規の貸借権設定は以上です。
吉田陽一 議長	ただいま、事務局から説明ございましたが、これについて何かご意見ございませんか。 (無し、の声)
吉田陽一 議長	無し、の声がありましたので申請どおりといたします。 続きまして、議事参与案件になりますので、18 番戸部職務代理の退席を求めます。 暫時休憩いたします。 (戸部職務代理退席)
吉田陽一 議長	では再開いたします。

鈴木局長 補佐	再設定の案件なので詳細な中身は割愛します。 21 ページをお願いします。 申請番号 23 号、払戸字大堤下千間 721-2、他 16 筆、地目、田、面積計 1 万 7,731 平米、渡人が秋田市の L 〃、受人が払戸の M 〃、再設定の 5 年契約です。 以上で説明を終わります。
吉田陽一 議長	ただいま、ご説明ございました件について、何かご意見ございませんか。 (無し、の声)
吉田陽一 議長	無し、の声がありましたので申請のとおりといたします。 暫時休憩いたします。 (戸部職務代理着席)
吉田陽一 議長	再開いたします。 申請番号 24 号は、また議事参与案件になりますので、13 番の目黒千衣子委員の退席を求めます。 暫時休憩いたします。 (目黒千衣子委員退席)
吉田陽一 議長	再開いたします。 説明をお願いします。
鈴木局長 補佐	21 ページの申請番号 24 号、男鹿中滝川字三ツ森 42、他 12 筆、地目、田、面積計 1 万 9,701 平米、渡人が男鹿中の N 〃、受人が男鹿中の O 〃、再設定の 5 年契約です。 以上で説明を終わります。
吉田陽一 議長	事務局からご説明ございましたが、何かご意見ございませんか。 (無し、の声)

吉田陽一 議長	無し、の声がありましたので、申請のとおりといたします。 暫時休憩いたします。 (目黒千衣子委員着席)
吉田陽一 議長	再開するとともに、もう 1 つ、議事参与案件がありますので、 15 番の伊藤賢一委員の退席をお願いします。 暫時休憩いたします。 (伊藤賢一委員退席)
吉田陽一 議長	再開いたします。 説明願います。
鈴木局長 補佐	議案書の 22 ページをお願いします。 申請番号 25 号、野石字免々田 30-1、他 6 筆、地目、田、面積 計 1 万 3,290 平米、渡人が野石の P 〳、受人が五里合の Q 〳、再 設定の 5 年契約です。 以上で説明を終わります。
吉田陽一 議長	説明がございましたが、これについて何かご意見ございません か。 (無し、の声)
吉田陽一 議長	無し、の声がありましたので、申請どおりといたします。 暫時休憩いたします。 (伊藤賢一委員着席)
吉田陽一 議長	再開いたします。 説明願います。
鈴木局長 補佐	議案書の 22 ページの申請番号 26 号から 27 号まで、同じ受人な ので一括します。 船越字杉山 510、他 11 筆、地目、田、面積計 9,009 平米、渡人

鈴木局長 補佐	が船越のR´、他 1 名、受人が脇本の S´、再設定、いずれも 5 年契約です。 続いて 23 ページの申請番号 28 号から 24 ページの 30 号まで、同じ受人なので一括します。 船越字サッピ 278、他 18 筆、地目、田、面積計 1 万 6,476 平米、渡人が船越の U´、他 2 名、受人が船越の b、いずれも 5 年契約です。 続きまして、25 ページをお願いします。 25 ページの、申請番号 31 号から 26 ページの 34 号まで、同じ受人なので一括します。 申請番号 31 号、脇本脇本字八枚縄手 26、他 28 筆、地目、田、面積計 2 万 7,051 平米、渡人が船越の V´、他 3 名、受人が脇本の W´、再設定のすべて 10 年契約です。 続いて、27 ページをお願いします。 27 ページの申請番号 35 号から翌 28 ページの 37 号まで、同じ受人なので一括します。 脇本脇本字上前谷地 3-8、他 44 筆、地目、田、面積計 3 万 9,154 平米、渡人が X´、他 2 名、受人が脇本の Y´、いずれも再設定の 5 年契約です。 続きまして、28 ページの申請番号 38 号から翌 29 ページの 39 号まで、同じ受人なので一括します。 角間崎新家ノ下 31、他 3 筆、地目、田、面積計 1 万 7,519 平米、渡人が、神奈川県 Z´、他 1 名、受人が角間崎の a´、38 号が再設定の 5 年契約、39 号が再設定の 6 年契約です。 申請番号 40 号から 30 ページの申請番号 42 号まで、同じ受人なので一括します。 払戸字尻深一番谷地 31、他 27 筆、地目、田、面積計 2 万 2,038 平米、渡人が払戸の c´、他 2 人、受人が払戸の d´、いずれも再設定の 5 年契約です。 31 ページをお願いします。 31 ページの申請番号 43 号から 44 号まで、同じ受人なので一括します。 払戸字大谷池 66、他 2 筆、地目、田、面積計 5,108 平米、渡人が払戸の e´、他 1 名、受人が払戸の f´、いずれも再設定の 3 年契約です。 32 ページをお願いします。
------------	---

鈴木局長 補佐	申請番号 45 号、払戸字川向 146、地目、田、面積 907 平米、渡人が払戸の g´、受人が払戸の k、再設定の 10 年契約です。 申請番号 46 号、船越字那場掛 82、他 7 筆、地目、田、面積計 7,310 平米、渡人が船越の h´、受人が船越の i´、再設定の 6 年契約です。 続いて 33 ページをお願いします。 申請番号 47 号、鵜木字道村新田 71、地目、田、面積計 1,857 平米、渡人が船越の j´、受人が鵜木の k´、再設定の 5 年契約です。 申請番号 48 号、払戸字尻深一番屋地 155、他 12 筆、地目、田、面積計 5,098.25 平米、渡人が福川の i´、受人が払戸の m´、再設定の 5 年契約です。 続いて 34 ページをお願いします。 申請番号 49 号、払戸字大樋 31-1、他 42 筆、地目、田、面積計 4 万 120 平米、渡人が払戸の n´、受人が払戸の o´、再設定の 5 年契約です。 以上で説明を終わります。
吉田陽一 議長	再設定であります、これについてご意見ございませんか。 (無し、の声)
吉田陽一 議長	再設定ですので、申請どおりといたします。 続きまして、議案第 35 号、農地法第 5 条の許可について、をよろしくをお願いします。
浅井主事	議案書 35 ページ、議案第 35 号、農地法第 5 条による転用の案件を説明します。 申請番号 14 号、五里合箱井字是ヶ沢 62-1、地目、畑、他 1 筆面積計 2,624 平米、渡人が五里合の p´、受人が五里合の q´、育苗用の土採取に伴う一時転用です。 占用期間は、許可日から 2 年 4 ヶ月、土地の借り上げ費用は 80 万円と聞いています。 別添の総会資料の農地転用に関する図面等をお願いします。 初めに申請対象農地の位置図になりますが、旧五里合中学校から南に約 100 メートル行った場所です。

浅井主事	払戸・琴川線の通り沿いにある墓地の上に少し上った位置が、今回の対象農地です。 4 ページに、現況写真をつけています。 対象農地の手前に畑がありますが、その畑は、もう耕作されていないので、そちらの地権者からも同意をいただいているので、農用地区域になりますが、資源採取のための一時転用で問題なく許可相当の案件と考えています。 14 号の説明は以上です。
吉田陽一 議長	事務局から説明ございましたが、議案第 35 号で、農地法第 5 条の農地転用ということで、現地確認いたしました 4 番の鈴木和俊委員、15 番の伊藤賢一委員、説明員としての 15 番、伊藤賢一委員 よろしく願いいたします。
伊藤賢一 委員	2 月 19 日、現地において鈴木和俊委員、事務局から浅井主事、q、そして私 4 名で現地を確認しましたが、周りは林で、説明にもありましたが耕作していない土地で、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
吉田陽一 議長	ご苦労様でした。 この件に関して何かありませんか。 (無し、の声)
吉田陽一 議長	無し、の声がありましたので申請どおりといたします。 では、申請番号 15 号をお願いします。
浅井主事	船川港南平沢林台 30-19、地目、畑、面積 980 平米、渡人は船川の r、受人が茨城県の s、太陽光発電パネル設置のため永年転用です。 先ほどの別添の図面をお願いします。 図面 7 ページの方が、利用計画図となります。 対象農地、畑に対して、この黒い四角い線が太陽光発電のソーラーパネルになります。 現況写真を 2 枚つけております。 対象農地について、都市計画法上の用途区域に指定されている

浅井主事	第 3 種農地なので、転用に関しては、問題なく許可相当と判断しています。 説明は、以上です。
吉田陽一 議長	事務局から説明がございましたが、第 5 条ということで現地確認いたしました 3 番の伊藤淑榮委員、5 番の高橋郁雄委員、説明員として 5 番の高橋郁雄委員からお願いいたします。
高橋郁雄 委員	2 月 20 日、伊藤淑榮委員と事務局で確認してまいりました。 太陽光発電に関しては、何の問題もない場所で取得価格は 50 万円であれば、持ち主にとってはその方が良いような感じがしました。 よろしくご審議願います。
吉田陽一 議長	ご苦労様でした。 今、高橋郁雄委員から説明がございましたが、これについて何かご意見ございませんか。 (意見が無いことを確認し)
吉田陽一 議長	いいですか。 意見が無ければ、申請どおりといたします。 よろしくお願いいたします。 続きまして、その他に入りたいと思います。 事務局から何かありますか。
鈴木局長 補佐	その他の案件ということで、男鹿農業振興地域整備計画の変更案に対する意見聴取依頼ということで、先にお配りしている次第であります、農林水産課の方から意見聴取の依頼が来ております。 1 ページをお願いします。 農地利用計画の変更で、変更箇所は、1 番にある男鹿市船越字杉山 136 番から 138 番までの 3 筆、計 3,114 平米の面積の農地です。 変更理由は、駐車場、資材置き場で、その下の変更後要件への適合については、問題がないと農林水産課から確認しています。 続きまして一番後ろのページが大変分り易いので、4 ページをお願いします。

鈴木局長 補佐	この赤枠で囲まれた農地ですが、t 〳の隣の農地で、内容としてはt 〳が、資材置き場と駐車場に活用したいので所有者から購入し、この後、農業振興地域を外れた場合は転用申請をするため用途地域の変更です。 以上で説明を終わります。
吉田陽一 議長	今、説明がございました件について、何かご意見ございませんか。 (無いことを確認して)
吉田陽一 議長	無いですか。 無ければ、申請どおりといたします。 他にありますか。
浅井主事	新年度の総会日程を検討中ですが、取り急ぎ4月の総会を4月4日、金曜日に予定していますので、日程調整等よろしくお願いします。
鈴木局長 補佐	活動記録ですが、前にも条例改正で皆さんの活動により実績報酬とありますが、それが加算されるので実績の提出が今週中になります。 2月の活動報告までが対象ですので、よろしくお願いします。
吉田陽一 議長	その他に何かございませんか。 委員の中から、何かありませんか。 (無し、の声)
吉田陽一 議長	無ければ、以上で総会を終了いたします。 どうもありがとうございました。